

薬物乱用防止対策事業について

●現状と課題

○危険ドラッグ流通ルートの潜在化

危険ドラッグを公然と販売する店舗(*1)は、条例(*2)の制定及び立入検査の結果「ゼロ」になったが、インターネットを利用した販売など流通ルートが潜在化。

- *1: 府内店舗数は、最大73店舗であった。
- *2: 大阪府薬物の濫用の防止に関する条例 (H24.11制定)

○新たな危険ドラッグの出現

海外でオピオイド系の危険ドラッグが流行し、死亡事例が発生する等、依然として新たな危険ドラッグが出現し続けている。

○若者による大麻乱用の増加

全国的に大麻事犯の検挙者数が増加。特に未成年の検挙者数が急増し、府内の検挙者数も平成27年から平成28年にかけて2倍となっている。

背景には、大麻について「身体への悪影響がない」「依存性がない」といった誤った情報がインターネットなどを通じて広がっている影響が考えられる。

●その対策

■インターネット監視の強化、未規制物質の迅速な規制により、危険ドラッグ健康被害の防止を図る。

《具体的な取組み》

○潜在化する流通ルートに対応した製品の買上調査の実施

- ・府庁の回線から独立したスマートフォンを用いて、インターネット販売サイトからの製品の買上調査を実施。
- ・指定薬物が検出された販売サイトに対し販売中止の警告等を実施。未規制薬物が検出された場合は、速やかに知事指定薬物に指定。



○迅速な知事指定の実施

- ・新たな危険ドラッグについて、大阪健康安全基盤研究所と協力して調査研究を行い、国に先んじて知事指定薬物に指定することで、府内への流入を防止。
- ・平成29年度は新たに11物質(12月末時点)を知事指定薬物に指定。これまで計109物質を指定。全物質が国指定薬物に移行し全国で規制される。



■青少年を中心とした府民に向けて、正しい知識を普及・啓発し、薬物乱用の未然防止を図る。

《具体的な取組み》

○学校における薬物乱用防止教室100%実施のための支援

- ・小・中・高校からの依頼に応じ、ボランティアの薬物乱用防止指導員(薬剤師、保護司等)を講師として派遣。
- ・リーフレット等の資料提供や啓発DVDの貸出しなどを実施。
- ・薬物乱用防止指導員の養成・資質向上のため、府教育庁等の関係機関と連携し、研修会を開催。

○大学内での薬物乱用防止啓発の充実

- ・大学関係者に対して大学内での自発的な啓発活動を支援するための説明会を開催。

○若者が集まる場所での啓発キャンペーンの実施

- ・「ダメ。ゼッタイ普及運動」等の月間に合わせて大学生ボランティア、薬物乱用防止指導員らとともに若者が集まる主要駅等で啓発キャンペーンを実施。



<JR天王寺駅にて>